

## 株式の分割に関する取締役会決議公告

平成20年3月5日

株主各位

東京都港区港南四丁目1番8号  
アドソル日進株式会社  
代表取締役 中川 秀人

平成20年3月4日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

### 記

- 平成20年4月1日(火曜日)付をもって、次のとおり普通株式1株を2株に分割する。
  - 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成20年3月31日最終の発行済株式総数に1を乗じた株式数とする。
  - 分割の方法 平成20年3月31日(月曜日)を基準日として株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割する。
- その他この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

### お知らせ及びご注意

- 株式の分割により発行する株券及び所有株式に関するご案内は、平成20年5月19日にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。但し、1单元(100株)未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行いたしません。
- 証券保管振替制度ご利用の場合は、平成20年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿及びご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載又は記録されることとなります。
- 平成20年4月1日以後になされた单元未満株式の買取請求については、その買取代金の支払いが平成20年5月2日以降となります。(但し、実質株主名簿に記載された单元未満株式についての買取代金は、通常の日程でお支払いいたします。)
- 单元未満株式の買増請求は、平成20年3月12日から平成20年5月19日までお取扱を停止いたします。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換又は証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませ下さい。

尚、住所変更、改印などの届出未済の方は、至急手続きをお済ませ下さい。

株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
郵便物送付先	〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目17番7号
及び電話	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
お問合せ先	電話 0120-288-324(フリーダイヤル)
同取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
	みずほインベスターズ証券株式会社
	本店及び全国各支店